

令和6年8月5日

## 令和6年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会に付託された令和6年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たって県下の経済雇用状況、賃金調査の結果、労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素を考慮した議論を慎重に重ねたが、公労使一致した結論に至らなかった。

このため、令和6年度富山県最低賃金の改正決定について、令和6年7月25日に中央最低賃金審議会の答申を参酌することに加え、前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益代表委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

### 記

- 1 最低賃金額については、時間額を50円引き上げて998円とする。
- 2 以上の結論に至った際に着目した要素は以下のとおりであるが、一方、賃金支払能力に関連する経済指標を見ると厳しい状況に置かれた企業があることも事実であり、特に中小・小規模事業者に対する支援策についての国に対する要望も附帯事項として示すこととした。
- (1) 労働者の生計費について、富山市の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、全国平均を上回る状況が続き、前回最低賃金が改定された令和5年10月から今年6月までの対前年同期の上昇率は平均3.83%であり、政府による電気・ガス料金の支援策である「電気・ガス価格激変緩和対策」が今春終了し、新たに始まった「酷暑乗り切り緊急支援」も令和6年10月をもって終了することを考えれば、この先、さらに物価は上昇するものと考えられる。

加えて、食料品など生活必需品価格は消費者への価格転嫁が進みつつあり、富山市の消費者物価指数をみると、天候による影響に左右されにくい「生鮮食品を除く食料」指数で、前回最低賃金が改定された令和5年10月から今年6月までの対前年同期の上昇率は平均5.23%となっている。

こうした中、国民生活基礎調査によれば、生活意識が「苦しい」とする世帯は59.6%と昨年(51.3%)から増加し、児童のいる世帯に限ると65.0%となっている。

内閣府によると、昨今の物価上昇において、食料とエネルギーの価格上昇による家計負担の増加額が収入に占める割合は、所得水準が低いほど大きいとされており、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しくなっていくと考えられる。

- (2) 労働者の賃金について、今年の富山県内の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合富山による集計結果(7月1日現在)では4.99%と昨年(3.52%)を上回った。規模99人以下に限った集計においても、率にして4.19%、額にして月9,384円、時間額換算で56.5円の引上げとなった。

富山県経営者協会による集計結果(6月14日最終集計)では4.39%と昨年(3.26%)を上回った。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②におけるBランクの賃金上昇率は2.4%と、昨年度の結果(2.0%)を上回り、さらに継続労働者に限定した第4表③におけるBランクの賃金上昇率は2.9%と、これも昨年の結果(2.4%)を上回っている。

このことから、企業規模に関わらず総じて昨年を上回る賃金引上げが行われているものの、実質賃金は昨年から今年までの間、前年比マイナスを記録している。

- (3) 通常の事業の賃金支払い能力について、日本銀行金沢支店による北陸短観集計データによれば、富山県の売上高経常利益率は令和5年度全産業計7.47%であり、直近10年の平均3.65%及び直近5年の平均3.01%を大きく上回っている。

一方、日本銀行富山事務所が公表した短観によれば、今年6月調査における業況判断D.I.は富山県全産業・製造業ともに改善し、非製造業では5期連続の改善であるものの、製造業・非製造業ともに先行きは悪化に転じる見通しとなっている。なお、中小企業庁による全国約48,000社に対して行われた価格交渉促進月間(令和6年3月)フォローアップ調査の結果では、「一部でも価格転嫁できた」とする企業は全体の67.2%に達した一方、令和5年9月と比較すると4.2ポイントの増加に留まる状況にある。

- (4) 最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素に関連する概況は以上のとおりであるが、これまで重ねてきた審議においても、最低賃金近傍で働く労働者に対する物価の影響は十分考慮すべきとの意見及び企業規模に関わらず、賃上げの動きは広がっているとの認識は公労使一致していた。このため、今年度は、3要素のデータを総合的に勘案しつつ、特に生鮮食品を除く食料物価指数の高騰、10月までの時限的措置である「酷暑乗り切り緊急支援」終了後の物価上昇、企業規模を問わず昨年を上回る賃上げ率が見られるものの実質賃金はマイナスを続けているといった点に着目し、前記1

で示した額が適切であると見解を示した。

- (5) 一方、賃金支払い能力の点では、取引価格の適正化・価格転嫁がその改善に重要なポイントであることは公労使共通の認識であり、また、企業における生産性向上も欠かせないため、附帯事項として国に対し以下を求める。

ア 企業物価指数が高止まりする中、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることは経済の好循環の実現のために必要であり、その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、独占禁止法・下請法の執行強化はもとより、関係省庁の連携強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。

イ 事業場内最低賃金を上げるとともに、生産性向上に資する設備投資を行った場合、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」について、その申請件数は増加しているところ、更に中小・小規模事業者が活用できるよう積極的に周知を図ること。

併せて、非正規雇用労働者の処遇改善を支援するキャリアアップ助成金等についても周知を図ること。

(参考とした資料)

労働経済等関係指標(第2回本審資料)

富山市消費者物価指数(第2回本審参考資料)

2024年春季賃上げ妥結等状況(富山県)(第1回専門部会資料)

令和6年度賃金改定状況調査 第4表(同上)

令和5年国民生活基礎調査(厚生労働省)

価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果(中小企業庁)

企業物価指数(日本銀行調査統計局)

北陸短観(県別集計データ)(日本銀行金沢支店)

短観(2024年6月調査)の結果(富山県分)(日本銀行富山事務所)